

老発0401第20号
令和3年4月1日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「要介護認定等の実施について」の一部改正について

要介護認定等に係る申請等については、これまで本職通知「要介護認定等の実施について」（平成21年9月30日老発0930第5号厚生労働省老健局長通知）により取り扱われていたところであるが、このたび別添の通り改正を行い、令和3年4月1日より適用することとしたので通知する。

当該内容について御了知の上、貴管内市区町村にその周知徹底を図るとともに、要介護認定等の実施について遺漏のなきように期せられたい。